

## 松戸市立貝の花小学校 PTA 個人情報取扱規則

### 第1条（目的）

この規則は、松戸市立貝の花小学校（以下「本学校」という。） PTA（以下「本会」という。）が取り扱う個人情報について、その適正な管理と運用を図り、会員および児童が安心して本会の活動に参加できるようにすることを目的とする。

### 第2条（定義）

この規則における用語の定義は、次のとおりとする。

#### （1）個人情報

生存する個人に関する情報であつて、氏名、生年月日その他の記述等により個人を識別できるもの（他の情報と照合することにより識別できるものを含む。）をいう。

#### （2）保有個人情報

本会が開示、訂正、追加、削除、利用の停止等を行うことが出来る個人データのうち、その存否が本人等に不利益を及ぼすおそれのあるものを除いたものをいう。

#### （3）本人

個人情報により識別される特定の個人、または未成年者個人の保護者をいう。

#### （4）役員

本会の役員会を構成するものをいう。

### 第3条（責務）

本会は、個人情報保護に関する法令等を遵守し、個人情報の適正な取り扱いに努めるものとする。

### 第4条（個人情報保護管理者）

- 1 本会における個人情報保護管理者は、会長とする。
- 2 個人情報保護管理者は、個人情報の収集、利用、管理、保存および開示・訂正の請求、苦情への対応について適切に処理するものとする。
- 3 個人情報保護管理者は、必要に応じて代理管理者を置くことができる。

### 第5条（利用目的の特定）

本会が取り扱う個人情報の利用目的は、次のとおりとする。

#### ●利用目的：

- ・名簿の作成
- ・広報紙（紙媒体および本会が管理するオープンチャット等の限定公開媒体）の作成・印刷・配付・配信・公開

※印刷業務については、必要に応じて外部業者に委託することがある

- ・書類の配付・配信・公開

- ・ 総会の議決
- ・ 委任状の確認
- ・ イベントの参加募集・出欠確認
- ・ お手伝い（ボランティア）の募集・出欠確認
- ・ アンケートの回収
- ・ P T A会費の集金および管理
- ・ 役員・委員等選出

利用目的を追加する場合は、全会員の同意を取得するものとする。

## 第6条（個人情報の収集）

本会は、個人情報を収集する際には利用目的を明示するものとし、要配慮個人情報（思想、信条および宗教に関する個人情報ならびに病歴、社会的差別の原因となる個人情報）は取得しない。

## 第7条（利用の制限）

本会は、収集した個人情報を利用目的以外には利用しない。ただし次の場合はこの限りではない。

- （1）法令に基づく場合
- （2）人の生命・身体・財産の保護のために必要がある場合
- （3）公衆衛生の向上または児童の健全育成のために特に必要がある場合
- （4）国または地方公共団体の事務に協力する必要がある場合

## 第8条（管理）

- 1 個人情報保護管理者は、個人情報の安全管理のため、紛失・破損・漏洩防止、正確性の確保、適切な引継ぎ、不要情報の廃棄等の措置を講じるものとする。
- 2 本会は、個人情報の取扱いを外部に委託する場合、必要な監督を行うものとする。

## 第9条（第三者提供）

- 1 本会は、収集した個人情報は事前の定めのない第三者へ提供しない。ただし次の各号のいずれかに該当するときはこの限りではない。
  - （1）法令に基づく場合
  - （2）人の生命、身体または財産の保護のために必要がある場合
  - （3）公衆衛生の向上または児童の健全な育成の推進のために特に必要がある場合
  - （4）国または地方公共団体の事務に協力する必要がある場合
  - （5）本会が加入する保険契約に基づく保険金請求その他の手続きを行うために、必要な範囲で保険会社等に個人情報を提供する必要がある場合
- 2 次の場合は、前項の規定にかかわらず、第三者に該当しないものとする。
  - （1）本会が利用目的の達成に必要な範囲で個人情報の取扱いを委託する場合
  - （2）個人情報を特定の者と共同して利用する場合であって、その旨、共同利用する個人情報の項目、共同利用者の範囲、利用目的および管理責任者の氏名または名称をあらかじめ本人に通知し、または本人が容易に知りうる状態に置いている場合

3 本会は、前項第2号に規定する利用する者の利用目的又は個人情報の管理について責任を有する者の氏名又は名称を変更する場合は、変更する内容について、あらかじめ本人に通知し、又は本人が容易に知り得る状態に置くものとする。

#### **第10条（第三者からの提供）**

本会は、本学校等、第三者から個人情報の提供を受けるときは「第三者の氏名」「第三者が個人情報を取得した経緯」「提供を受ける対象者の氏名」「提供を受ける情報の項目」「対象者の同意の有無」について確認し記録する（事業者でない個人から提供を受ける場合は記録不要とする）。ただし次の各号のいずれかに該当するときはこの限りではない。

- (1) 法令に基づく場合
- (2) 人の生命、身体または財産の保護のために必要がある場合
- (3) 公衆衛生の向上または児童の健全な育成の推進のために特に必要がある場合
- (4) 国または地方公共団体の事務に協力する必要がある場合

#### **第11条（開示請求）**

本会は、本人から開示請求に対し、法令に基づき対応する。

#### **第12条（訂正等の請求）**

本会は、本人からの訂正、追加、削除または利用停止の請求に対し、法令に基づき対応する。

#### **第13条（苦情処理）**

本会は、個人情報の取扱いに関する苦情に適切かつ迅速に対応する。

#### **第14条（漏えい時の対応）**

- 1 会員は個人情報の漏えい等のおそれを発見した場合、個人情報保護管理者に報告するものとする。
- 2 個人情報保護管理者は、必要な調査を行い、違反が認められたときは遅滞なく役員会に報告し、適切な措置を講じる。

#### **第15条（周知）**

個人情報取扱いの方法は、総会資料、本学校のホームページ（PTA 欄）、講座室への掲示等により周知する。

#### **第16条（改廃）**

本規則の改廃は役員会を経て代表委員会の承認を得て行う。

附則

この規則は、令和8年6月1日から施行する